

令和4年9月21日 入札公告
令和4年10月28日 入札及び開札

閲 覧 図 書

事 業 名 : 安祥寺山国有林（森林作業道）森林整備事業（造林）

事 業 場 所 : 京都府京都市 安祥寺山国有林19い4林小班

事 業 内 容 : 森林作業道補修

1. 森林整備事業請負契約書(案)
2. 事業内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 請負事業事故報告書様式
6. 契約情報の公表

京都大阪森林管理事務所

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1事業名安祥寺山国有林（森林作業道）森林整備事業（造林）
- 2事業場所京都府京都市 安祥寺山国有林 1 9 い4林小班
- 3事業量森林作業道補修37 m
- 4事業期間契約締結の翌日から
令和 4 年12月23日まで
- 5請負金額金円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(以下「消費税」という。)
金円也)
〔注〕 「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条
第 1 項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に
基づき算出したもので、請負金額に10／110を乗じて得た額である。
() の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6選択条項別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第 1 項
×	中間前金払		第35条第 3 項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
(2) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和4年9月21日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

氏 名 分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 中 塚 仁 司 印

請負者 住 所

氏 名 印

〔注〕 請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

事業内訳書

森 林 事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	数量	単位	備考
東山	森林作業道 補修	契約締結日の翌日 ～ 令和４年12月23日	安祥寺山	19㍓4	37	m	1号地:30m、20m ³ 2号地:7m、2m ³
			計		37	m	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

森林作業道補修作業仕様書

(森林作業道の補修箇所)

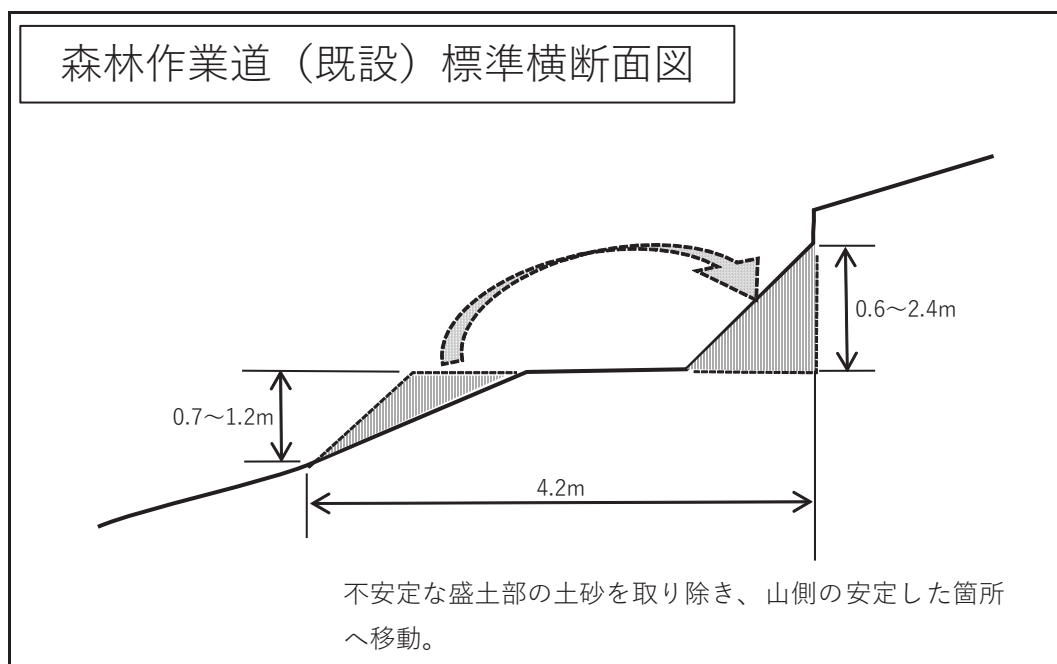
- 1 森林作業道の補修箇所は、別紙位置図に示す箇所とする。

(森林作業道の補修)

- 2 標準横断面図のとおり、不安定な状態にある盛土部の土砂を取り除き、森林作業道上の安定した切土部（山側）へ移動させること。
- 3 土砂を取り除いた部分及び移動させた土砂は、強度維持及び土砂流出防止のため、十分な締固めを行うこと。
- 4 路面の排水処理のため、必要に応じて水切りを設けること。

(その他)

- 5 その他技術的事項等に関しては、監督職員の指示に従うこと。

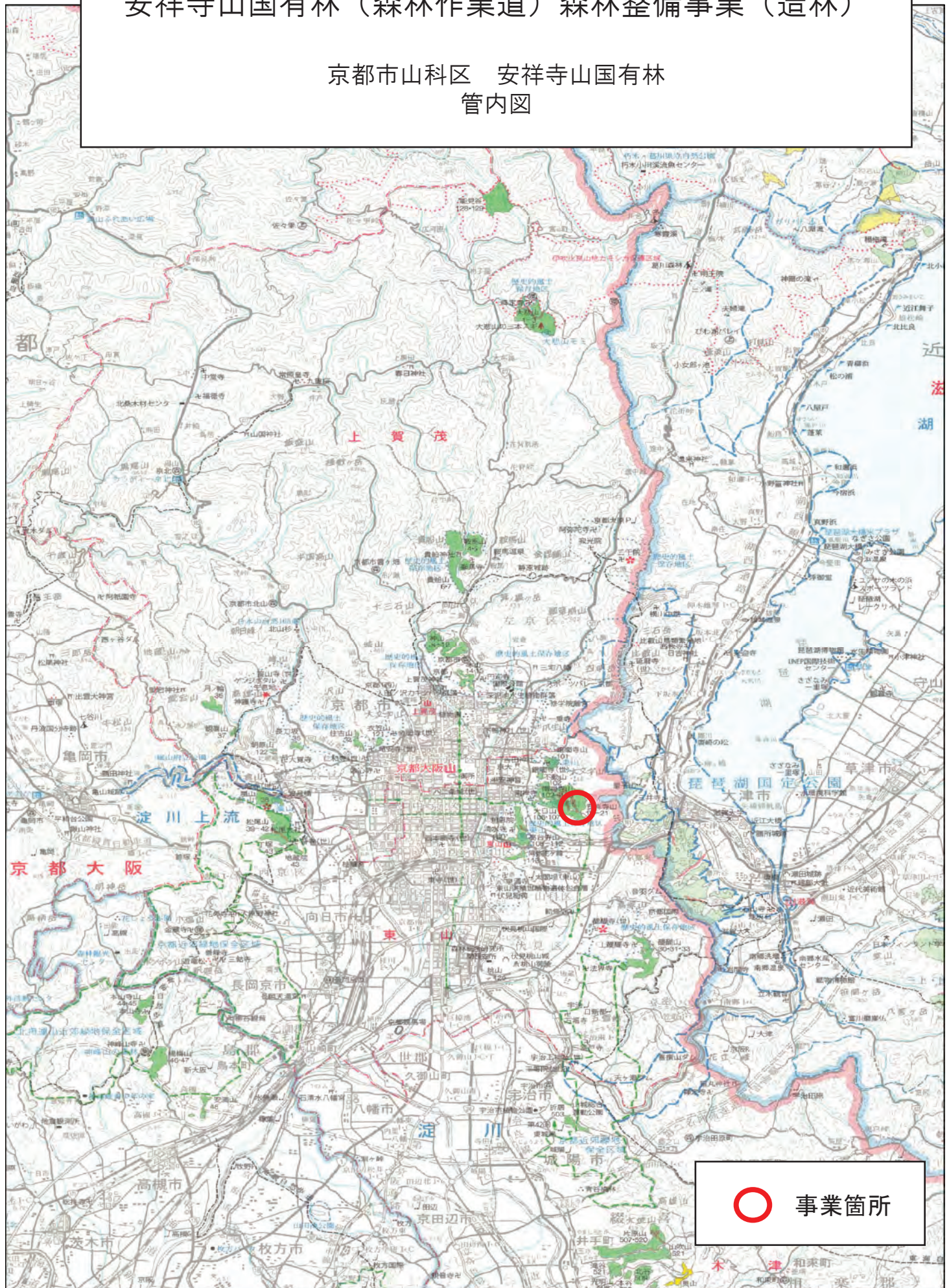


特記仕様書

- 1 事業地周辺においては治山工事を施工中（令和5年2月17日まで）であることから、事業実行、道路の通行等にあたり連携を図ること。
- 2 実行記録写真の整理方法は、造林事業請負実行管理基準（以下、「管理基準」という。）に定める四ツ切以上のアルバム以外に、A4サイズの工事用アルバムも可能とする。
なお、四ツ切以上のアルバムの場合は台紙下欄に、A4サイズの工事用アルバムの場合は写真横の記載欄に管理基準に定める記述を行うこととし、この編纂にあたっては第三者にも事業実施経過が理解できるよう努めること。

安祥寺山国有林（森林作業道）森林整備事業（造林）

京都市山科区 安祥寺山国有林
管内図



○ 事業箇所

安祥寺山国有林（森林作業道）森林整備事業（造林）

京都市山科区 安祥寺山国有林19い4林小班

縮尺1：10,000

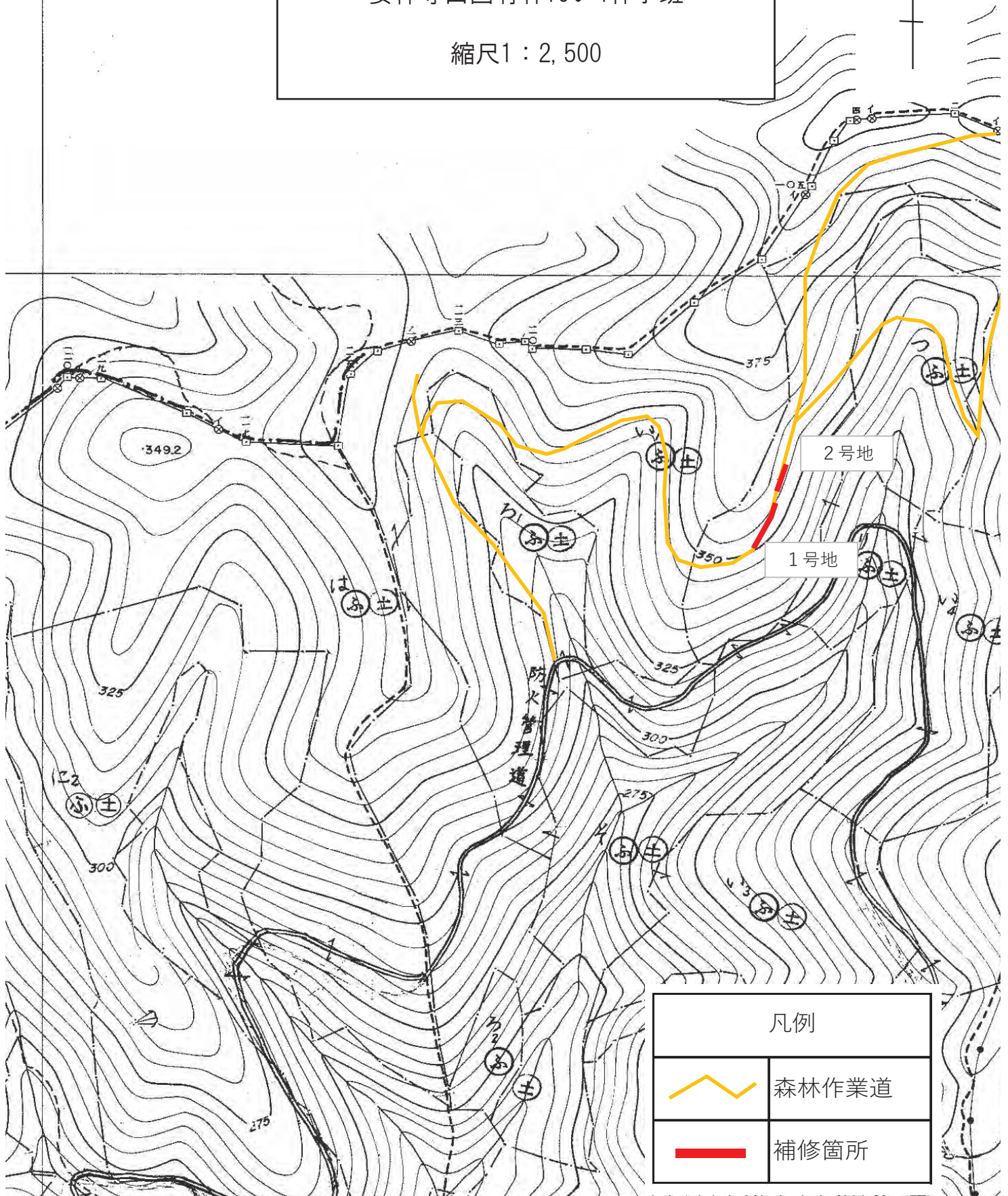


安祥寺山国有林（森林作業道）
森林整備事業（造林）

京都市山科区
安祥寺山国有林19い4林小班

縮尺1：2,500

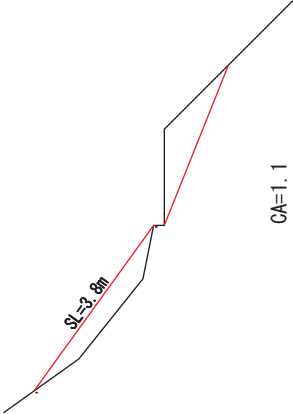
N



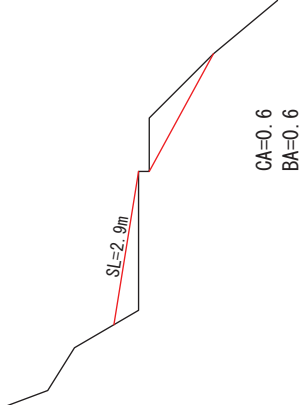
森林作業道補修作業 数量計算書

測 点 No.	距 離 m	礫質土切土			礫質土盛土		
		断面積 m2	平均断面積 m2	立 積 m3	断面積 m2	平均断面積 m2	立 積 m3
1号地							
BP		0.0	0.00	0.00	0.0	0.00	0.00
No7.3	7.3	1.1	0.55	4.02	1.1	0.55	4.02
No13.6	6.3	1.2	1.15	7.25	1.2	1.15	7.25
No20.1	6.5	0.6	0.90	5.85	0.6	0.90	5.85
No30.1	10.0	0.0	0.30	3.00	0.0	0.30	3.00
2号地		0.0	0.00	0.00	0.0	0.00	0.00
No3.5	3.5	0.5	0.25	0.88	0.5	0.25	0.88
No7.0	3.5	0.0	0.25	0.88	0.0	0.25	0.88
合 計				m3 (21.88) 22.00			m3 (21.88) 22.00

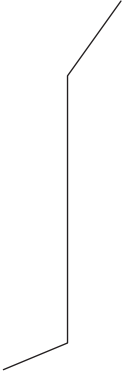
No7.3
(7.3)



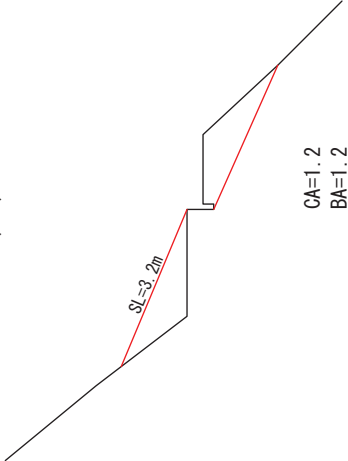
No20.1
(6.5)



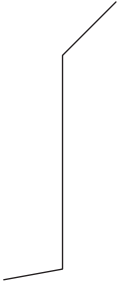
B.P
(0.0)



No13.6
(6.3)



No30.1
(10.0)



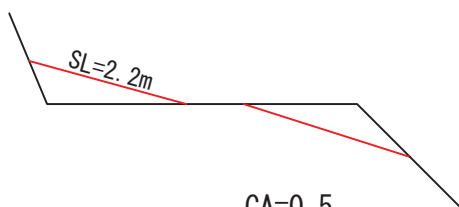
森林作業道補修(2号地)作業算出図 1/100

No7.0
(3.5)



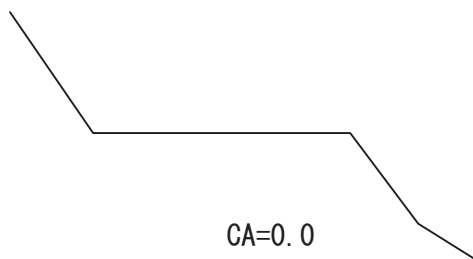
CA=0.0
BA=0.0

No3.5
(3.5)



CA=0.5
BA=0.5

B.P
(0.0)



CA=0.0
BA=0.0

別紙様式12号

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員 殿

請 負 者

現場代理人

事業名		事業場所							
発生日時		令和 年 月 日 (曜日)				時 分		天候	
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような 不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。								
被害状況	人的被害・物的被害を記載								
被災者	氏名		生年 月 日	年 月 日 (歳)		性別		職種	
	連絡先	(TEL)						経験 年数	
	傷病名	傷病 部位		休業見込期間 ・ 死亡日時			被災 場所		
今後の対策									
所見・状況									

契約情報の公表様式

安祥寺山国有林（森林作業道）森林整備事業（造林）

京都大阪森林管理事務所

作業種	国有林	林小班	数量	事業期間	林分条件	作業条件			備考
						作業手段	人員輸送距離 通勤起点	通勤 時間	
森林作業道補修	安祥寺山	19い\4	37 m	契約締結日の翌日 ～ 令和4年12月9日	地表植生：易100%	機械	京都市山科区役所	12. 2	48
		計	37 m						

注 1： 人員輸送距離については、往復の距離（単位：km）とする。

2： 通勤時間については、往復の時間（単位：分）とする。

(契約情報の公表) 現地状況 (森林作業道)

1号地



2号地

